



新型コロナウイルス感染症

コロナ疲れに負けない！悩みを抱えず健康に

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、長期化する感染対策の影響を受け、さまざまな不安やストレスを感じるかたが増えています。

誰かに話を聞いてもらうことで、心が少し楽になることがあります。一人で悩みを抱えることなく、仕事や生活について困っていることをお気軽にご相談ください。



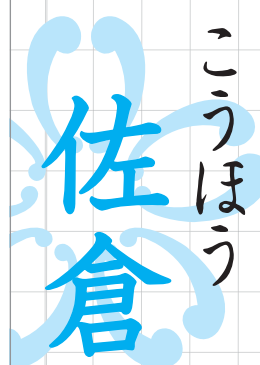
新型コロナウイルス感染症 心のケア 電話相談

☎ 043 (263) 3893

こころの健康に関する相談を電話で伺い、
必要な場合は面接相談をします。

時間 平日の午前 9 時～午後 6 時 30 分
(祝日、年末年始除く)

問い合わせ 千葉県精神保健福祉センター
☎ (263) 3893



2020 (令和 2) 年

5.15

No.1333

【相談先のご案内】

○健康や子育てに関する相談

保健師などが、健康や子育てに関する電話相談をお受けします。

☎ 健康増進課 ☎ (485) 6711

(平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)



不安やストレスを
ためないように
心がけましょう!!

○家庭児童相談 (児童虐待・DV などの相談)

養育の悩みなど、子どもに関するさまざまな相談をお受けします。

☎ 児童青少年課 ☎ (484) 6263

(平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

○消費生活相談 (消費生活トラブルなど)

☎ 消費生活センター ☎ (483) 4999

(平日 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時)

※詐欺など不審な電話がかかってきたら、迷わず
佐倉警察署 ☎ (484) 0110 へ連絡してください



市内事業者のための臨時窓口を設置しています

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている事業者のかたを対象に、給付金やセーフティネット保証制度をはじめとする各種支援策などに関する相談を受け付けています。

※より専門的なアドバイスを希望される場合は、千葉県よろず支援拠点や国の専門家派遣事業などにつなぐ支援を行います

※混雑を避けるため、必ず事前に電話で予約をしてください

時間 午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時
(予約制、1 コマ 30 分以内)

場所 佐倉市役所 1 号館 2 階

☎ 佐倉市事業者総合相談窓口 ☎ (484) 6021



★[関連記事] 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う支援策一覧は
2 ページ掲載

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、引き続きご協力ください

●市内公共施設の休館期間を延長しています

施設の休館情報については、市ホームページ(下部二次元コード)をご覧ください。

<次の施設は開館しています>

▶佐倉市役所(市民の声・市政資料室は休所) ▶パスポートセンター

▶志津出張所(業務縮小) ▶子育て世代包括支援センター
(健康管理センター・市役所子育て支援課・志津北部地域子育て世代包括支援センター) ★市役所市民課・志津出張所の日曜開庁(第2・4日曜日)は、引き続き実施します



●特定健診・がん検診等の中止及び検診受診券の発送について

6 月から実施を予定する検診(健診)が中止となる場合があります。検診の受診券は、5 月下旬に対象のかたへ発送する予定ですが、最新の実施状況など詳細は、市ホームページ(右下二次元コード)をご覧ください。か、健康増進課にお問い合わせください。

●自覚症状がある場合は、検診(健診)ではなく、お早めに医療機関を受診してください。

☎ 健康増進課 ☎ (485) 6711



新型コロナウイルスに

かかったかと思ったら、まずは相談を

◆新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい場合は、千葉県が開設している「電話相談窓口(コールセンター)」へお問い合わせください。

☎ 0570-200-613 (24 時間対応)

◆新型コロナウイルス感染症にかかったかと思ったら、緊急の場合を除いて、医療機関への受診を連絡なく、直接行くことは控えるようにしてください。

<帰国者・接触者相談センターの連絡先> 印旛健康福祉センター・千葉県

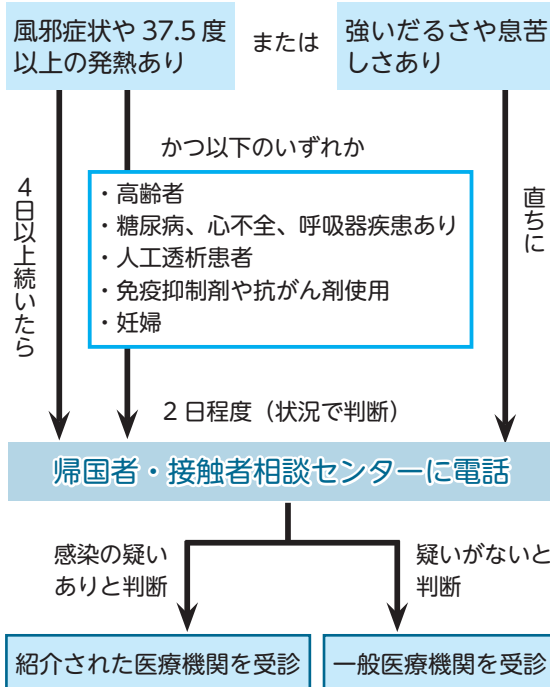
【24 時間対応】☎ 0570-200-613 (コールセンター)

【平日 9:00～17:00】☎ 043-483-1466

●「帰国者・接触者相談センター」では、新型コロナウイルス感染症が疑われているかたの相談を受け付けています。

●同センターでは、相談内容から同感染症の疑いがあると判断した場合、そのかたへ適切な診察を行う「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っています。

相談・医療機関受診の目安



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う支援策一覧は、2 ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う支援策一覧

特別定額給付金（仮称）のお知らせ

対象

4月27日時点で
住民基本台帳に記録されている人

一人当たりの給付

10万円

※最新の情報は、総務省のホームページをご覧ください

<対象>

住民基本台帳に記録されているかた（令和 2 年 4 月 27 日時点）に対し、1 人当たり 10 万円が給付されます。

手続き方法など詳細は、市ホームページ（右下二次元コード）をご覧ください。 （5 月中旬より順次発送予定）

<問い合わせ> 佐倉市 市民課 特別定額給付金担当 ☎（484）6181



ご注意ください

今号に掲載する情報は
4月30日現在のものです。

支援額や条件などが追加・変更になる場合がありますので、詳細は各支援策のホームページを確認の上、各相談窓口へお問い合わせください。

●個人のかた向け（原則として申請不要）

種別	状 況	支援策	概要	主な条件など	相談窓口
生活支援	児童手当を受給している世帯である	【給付・原則申請不要】子育て世帯給付金（仮称）	給付額：児童 1 人につき 1 万円	①令和 2 年 4 月分（3 月分を含む）の児童手当の支給を受けている（令和 2 年 3 月 31 日までに生まれた児童。令和 2 年 3 月 31 日まで中学生だった新高校 1 年生も含む） ②所得制限限度額以上に該当する特例給付ではないかた ※対象となるかたへ詳細のご案内を順次発送する予定です	佐倉市児童青少年課 ☎（484）6140

●個人のかた向け（申請が必要）

種別	状 況	支援策	概要	主な条件など	相談窓口
生活支援	収入が減って家計・生活の維持が難しい	【貸付】緊急小口貸付	▶貸付上限：10 万円（特例の場合 20 万円） ▶返済据置：1 年 ▶償還期間：2 年以内	①休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていないこと	佐倉市社会福祉協議会 ☎（484）6200
		【貸付】総合支援資金	▶貸付上限：複数月 20 万円、単身月 15 万円 ▶貸付期間：原則 3 か月以内 ▶返済据置：1 年 ▶償還期間：10 年以内	①失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない	
休業補償	離職・減収などで家賃を支払えなくなる、または住む家を失った	【給付】住居確保給付金	給付額：4 万 1,000 円～6 万 4,000 円 ※世帯人数や月収により異なる	①離職や収入の減少により、経済的に困窮し家賃を支払えなくなる、または住居を失った ②世帯収入および世帯預貯金額が基準額以下	くらしサポートセンター 佐倉 ☎（309）5483

◎事業主のかた向け（申請が必要）

種別	状 況	支援策	概 要	主な条件など	相談窓口
休業補償	自身がフリーランスで、子どもがいる	【助成】小学校等休業対応支援金（フリーランス向け）	助成額：就業できなかった日 1 日につき 4,100 円	①臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行う必要が生じたため、臨時休校等になる以前に業務委託契約等を締結していた仕事ができなくなった	学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎ 0120（60）3999
	子どもがいる従業員を休ませてあげたい	【助成】小学校等休業対応助成金＜休暇取得支援＞	助成額：労働者 1 人 1 日につき 8,330 円 上限、助成率 10/10	①臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行う必要が生じた労働者に有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた	
	従業員に一時的に休んでほしいが、手当の負担が大変	【助成】雇用調整助成金＜コロナ特例＞	▶助成額：労働者 1 人 1 日につき 8,330 円 ▶助成率：大企業 3/4、中小企業 9/10（※解雇等行う場合は、大企業 2/3、中小企業 4/5）	①経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行った ②新規採用者など 6 か月未満の労働者または雇用保険未加入の労働者も対象	最寄りのハローワーク
資金繰り	外出自粛などの影響を受け、業績が悪化したため、当面の運転資金を調達したい	【信用保証付き融資】危機関連保証	▶保証率：借入債務の 100% ▶保証枠：一般枠とは別枠で最大 2.8 億円	①売上高が前年同月比 15%以上減少している ②セーフティネット保証 4 号・5 号との併用可能	▶千葉県信用保証協会 ☎（221）8110 ▶佐倉市産業振興課 ☎（484）6145
		【信用保証付き融資】セーフティネット保障 4 号	▶保証率：借入債務の 100% ▶保証枠：一般枠とは別枠で最大 2.8 億円	①売上高が前年同月比 20%以上減少している	
		【信用保証付き融資】セーフティネット保障 5 号	▶保証率：借入債務の 80% ▶保証枠：一般枠とは別枠で最大 2.8 億円	①売上高が前年同月比 5%以上減少している ②特に重大な影響が生じている指定業種である ※指定業種は経済産業省・中小企業庁 HP でご確認ください	
		【無利子無担保融資】新型コロナウイルス特別貸付	▶貸付額：別枠 3 億円以内（中小事業） 別枠 6,000 万円以内（国民事業） ▶返済据置：5 年以内 ▶償還期間：20 年以内（設備資金）/15 年以内（運転資金）	①最近 1 か月の売上高が前年または前々年同月比 5%以上減少している	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎ 0120（154）505
		【無利子無担保融資】生活衛生事業者向け新型コロナウイルス特別貸付	▶融資額：別枠 6,000 万円以内 ▶返済据置：5 年以内 ▶償還期間：20 年以内（設備資金）/15 年以内（運転資金）	①生活衛生関係の事業を営んでいる ②最近 1 か月の売上高が前年または前々年同月比 5%以上減少している	
		【融資】旅館業・飲食店営業及び喫茶店営業向け衛生環境激変特別貸付	▶貸付額：別枠 3,000 万円以内（旅館業） 別枠 1,000 万円以内（飲食・喫茶店業） ▶返済据置：2 年以内 ▶償還期間：7 年以内	①旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営んでいる ②最近 1 か月の売上高が前年または前々年同月比 10%以上減少しており、今後も減少が見込まれる	
		【無利子無担保融資】商工中金・危機対応融資	▶貸付額：3 億円以内 ▶返済据置：5 年以内 ▶償還期間：20 年以内（設備資金）/15 年以内（運転資金）	①最近 1 か月の売上高が前年または前々年同月比 5%以上減少している	商工組合中央金庫相談窓口 ☎ 0120（542）711
		【無利子無担保融資】新型コロナウイルス対策マル経融資	▶融資額：別枠 1,000 万円以内 ▶返済据置：4 年以内（設備資金）/3 年以内（運転資金） ▶償還期間：10 年以内（設備資金）/7 年以内（運転資金）	①最近 1 か月の売上高が前年または前々年同月比 5%以上減少している ②商工会議所の実施する経営指導を受けており、商工会議所の長の推薦が必要	▶日本政策金融公庫千葉支店 ☎（241）0078 ▶佐倉商工会議所 ☎（486）2331
	外出自粛などの影響を受け、売上げが半減した	【給付】持続化給付金	給付額：200 万円以内（法人）、100 万円以内（個人事業主） ※ただし売上の減少分を超えないものとする	①中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業主等、その他各種法人等である ②売上げが前年同月比 50%以上減少している	中小企業金融・給付金相談窓口 ☎ 0570（783）183
	外出自粛などの影響を受け、売上げが半減した & 千葉県の休業要請に協力している	【給付】千葉県中小企業再建支援金	給付額：10 万円～最大 30 万円	売上高が前年同月比 50%以上減少している ①県内に複数の事業所を賃借している場合：30 万円 ②県内に 1 事業所を賃借している場合：20 万円 ③県内に賃借している事業所がない場合：10 万円 ※県内に本社を有する中小企業（個人事業主含む）に限る	申請期間・支給方法については千葉県において制度設計中です



住宅に関する補助制度のご案内 4ページもご覧ください

中古住宅解体新築支援事業

新規

中古住宅を購入し、解体後新築、居住するかたに、解体費用の一部を補助します。

- 対象者 ▼平成14年4月2日以降に生まれた子どもを育てている世帯、または令和2年4月1日時点において夫婦どちらかが40歳未満の世帯 ▼申請者が市内で自ら居住するために、中古住宅を購入し、これから解体工事を行うかた ▼同一世帯に市税を滞納している世帯員がいないかた ▼解体後に住宅（床面積50㎡以上）を新たに建築し、令和4年3月31日までに住所移転が完了するかた ※新築工事は令和3年3月31日までに着工することが条件です
- 対象となる物件 ▼補助申請前1年以内に購入した物件

小規模宅地隣地取得支援事業

新規

小規模の宅地に居住しているかたが隣接地を購入する場合に、費用の一部を補助します。

- 対象となる物件 ▼購入する隣接地は居住する住宅地と2㎡以上接し、人の往来が可能なおものであること ▼隣接地を購入することによって合計185㎡以上の敷地となること ▼立地適正化計画における居住誘導区域にあること ▼親族以外から取得した物件であること ▼1年以上居住している所有敷地（135㎡未満）の隣接地を取得するかた
- 交付の条件 ▼購入後、5年間は一体の土地として利用すること ▼土地増し後の土地および空き家について適切に

空家等の地域貢献活用支援事業

新規

空家を活用する地域貢献活動団体に対して、空家の取得費、家賃、改修費などの費用の一部を補助します。

- 補助金額 上限200万円 募集件数 1件 ※詳細は6月15日号のこうほう（補助金の対象となる経費の2分の1以内）
- ※佐倉をご覧ください

中古住宅リフォーム支援事業

中古住宅を購入しリフォームを行うかたに、費用の一部を補助します。

- 対象者 市内で自ら居住するために、親族以外から取得した中古住宅のリフォームを行うかた、および令和3年3月31日までに住所移転が完了するかた。
- 補助対象経費 増築・改築・改装・修繕などに係る工事
- 補助額 1/2以内の額（上限50万円）
- 募集期間 12月28日まで
- 募集件数 90件（先着順）
- ※補助事業をご利用される場合は、リフォーム工事前にご相談ください

近居同居住み替え支援事業

親と子が近居・同居する際の住宅取得費用の一部を補助します。

- 対象者 ▼令和元年12月28日（令和3年3月31日までに移転（住民票の異動も含む）が完了するかた
- ▼住宅取得契約日から1年以内に移転すること
- 補助対象 住宅の取得費用
- 補助額 1/2以内の額（上限50万円）
- 募集期間 12月28日まで
- 募集件数 120件 先着順

問い合わせ

住宅課 ☎（484）6168

市民の敬老意識の高揚、お年寄りの地域社会への参加および生きがいの充実を目指して

おじいちゃん・おばあちゃん

ありがとうの気持ちを伝えたい事業

お問い合わせ 高齢者福祉課 ☎（484）6243

佐倉市では、これまで全ての地区において一律で敬老会事業を実施してきました。しかし、高齢者の増加に伴い、敬老会事業を運営されている地域のかたへの負担の増加や、実施会場の定員超過などの課題が顕在化していました。

また、佐倉市は、高齢化の進展が著しく、高齢化率は平成31年3月末現在で31.1%、令和7年度には33.7%と概ね3人に1人のかたが高齢者になるものと見込んでいます。さらには、令和元年7月30日に厚生労働省が発表した「平成30年度簡易生命表」において、女性の平均寿命87.32歳、男性の平均寿命81.25歳との発表がありました。

こうした従来の敬老会事業の課題の解決と、超高齢社会における明るく活力ある長寿社会を実現するためには、これまで以上に世代を超えたさまざまな人たちの敬老意識の高揚を図るとともに、高齢者の地域社会への参加の推進や生きがいの充実を図ることがよりいっそう重要と考えています。

これらの点を踏まえ、地区社会福祉協議会が行う高齢者の社会貢献に感謝の意を表する取り組みに対して市が支援してまいります。

事業概要

- 交付対象となる事業実施団体 市内で活動する地区社会福祉協議会
- 交付対象となる事業 市内に住所を有する65歳以上のかた（以下「高齢者」という）を対象とするものであつて、かつ次に掲げる要件のいずれかに該当する取り組み
- ▼一定の年齢に達した高齢者を対象に、ありがとうの気持ちを伝えるための取り組み
- ▼日頃から、地域の中でボランティア活動などを行っている高齢者を対象に、ありがとうの気持ちを伝えるための取り組み
- ▼その他市民の敬老意識の高揚を図るとともに、高齢者の

地域社会への参加の推進や、生きがいの充実を図るという目的の達成に資する取り組み ※令和2年度の事業の補助対象期間は、4月1日から令和3年2月28日の間とします

※事業完了後15日以内に実績報告書などの関係書類を提出していただきます

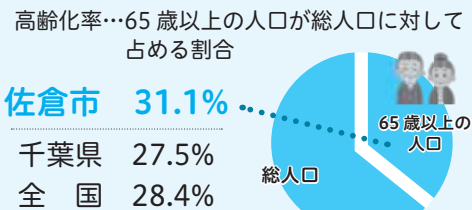
選定方法 事業内容について市で審査を行い、事業の採否を決定します。

支援内容 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を支援します。

▼交付対象経費の合計額。ただし、事業の実施に伴い交付金以外に交付対象経費に充てるための収入があるときは、当該収入に相当する額を交付対象経費から控除した額

DATA

【佐倉市の高齢化率】



佐倉市の高齢化の状況

住宅に関する補助制度のご案内

住宅用省エネルギー設備等の設置費を補助します

市では、地球温暖化の防止ならびに家庭におけるエネルギーの安定確保およびエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、自ら居住する住宅に省エネルギー設備などを設置するかたに設置費用の一部を補助します。

令和2年4月1日以降に補助対象設備の工事に着手し、工事完了済みのかたが対象です。

1 補助対象設備・金額等

※いずれも中古品は対象外

▼太陽光発電システム

1キロワットあたり2万円(上限9万円)

※EHECのまたは蓄電池が設置された既存住宅に設置する場合のみ対象

※新築住宅と同時施工や設置済みの建売住宅の購入の場合には対象となりません

※詳しくはお問い合わせください

▼家庭用燃料電池システム(エネファーム) 上限5万円

▼設置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円

▼太陽熱利用システム(自然循環型を除く) 上限5万円

▼窓の断熱改修 補助対象経費×1/4(上限8万円)

※既存住宅に設置する場合のみ対象

※新築住宅と同時施工や設置済みの建売住宅の購入の場合には対象となりません

※詳しくはお問い合わせください

2 申請について

①申請受付期間

6月1日(月)～令和3年2月26日(金)(先着順。ただし予算がなくなり次第終了)



②申請窓口、方法

市役所生活環境課まで必要書類を直接持参

※郵送やFAX、Eメール、データ持込みでの申請不可

③交付申請に必要な書類など

申請書類や対象機種、要件等詳細については、市ホームページかパンフレットをご覧ください。

パンフレットは、各出張所、サービスセンター、生活環境課窓口で配布しています。

詳細は、市ホームページをご覧ください



問い合わせ 生活環境課

☎(484) 6716

危険コンクリートブロック塀などの除却、フェンスなどの設置及び緑化補助

道路に面する危険なコンクリートブロック塀などを除却する場合に補助します。また、その後のフェンスなどの設置、生垣や植栽に転換する場合なども補助をします。

―危険コンクリートブロック塀などの除去工事に対する補助対象を拡大します―

今までは、補助対象となる塀をすべて撤去することが条件でしたが、今年度から、道路面からの高さが60cm以下となるよう、上部を撤去する工事についても対象とします。

補助対象	内容	補助限度額
塀等の除去工事	危険コンクリートブロック塀などの除去、樹木の移植 ※除去工事のみも対象	要した経費の2分の1かつ1万円/m
緑化に係る工事	危険コンクリートブロック塀などを除去したあとの、道路境界線沿いに設ける生垣(樹種、高さ・延長距離などに条件があります)、8㎡以上の植栽	市が積算した額の2分の1
フェンス等の設置工事	危険コンクリートブロック塀などを除去したあとの、道路境界線沿いに設けるフェンスなどを設置	要した経費の2分の1かつ1万円/m

耐震などの補助

■木造建築物耐震診断補助

耐震診断士が行う耐震診断が対象。

■木造住宅補強改修工事補助

耐震診断の結果に基づき、工事を行うために耐震診断士がまとめた補強計画および設計図書にそって、建築物の耐震性を高めるために行う工事が対象。

■耐震補強リフォーム補助

補助金の交付を受けて行う耐震補強工事と同時に行うもので、建物の構造部分もしくは仕上りに係る工事または転倒防止のため、家具を金物で固定する工事が対象。

■耐震シェルター設置リフォーム補助

1階の主たる居室に格子状または面的な構造物を設置するもので、「国などが推奨しているもの」「構造設計一級建築士が

設計したもの」が対象。

■分譲マンション耐震診断補助

分譲マンションの耐震診断を行う管理組合が、当該組合の決議を経て、建物の耐震化を進めるための予備診断・本診断が対象。

■かさ上げ工事等補助

佐倉市災害対策条例施行規則第3条で定める重点整備地区(浸水)区域内において、自らが住まいの住宅などに行うかさ上げ工事や盛土工事が対象。

※各補助事業の対象となる建物(建物の構造部分)については、建築年月日や増築年月日、そのほかの基準などが細かく決められています。補助金額についても、各事業で異なりますので、詳細はお問い合わせいただくか、建築指導課ホームページをご覧ください

問い合わせ 建築指導課

☎(484) 6169

佐倉市職員採用試験(令和3年4月採用)のご案内

新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、試験日程については変更される可能性があります。

●第1次試験(印旛郡市職員採用共同試験)

期日 7月12日(日)

会場 未定(受験票を送付する際にお知らせします)

受付期間 5月20日(水)～6月3日(水)

【募集職種】受験資格

【一般行政上級(事務)】

平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれ(学歴不問)、または平成11年4月2日以降生まれで、学校教育法に基づく大学(短期大学除く)を卒業したかた(令和3年3月までに卒業見込み含む)

採用予定人数 15人程度

【一般行政上級(事務・社会人経験者)】

昭和60年4月2日以降生まれで民間企業などでの職務経験が直近7年中5年以上あるかた

採用予定人数 若干名



【電氣上級(技術)】

昭和60年4月2日～平成11年4月1日生まれ(学歴不問)、または平成11年4月2日以降生まれで、学校教育法に基づく大学(短期大学除く)を卒業したかた(令和3年3月までに卒業見込み含む)

採用予定人数 10人程度

【保育士】

昭和60年4月2日～平成13年4月1日生まれで保育士登録を受けているかた、または令和3年3月末まで

採用予定人数 1人



佐倉市議会 6月定例会

■議会日程

▼招集日 6月8日(月)午後1時～

▼一般質問 6月15日(月)18日(木)午前10時～

▼常任委員会 6月22日(月)～25日(木)

▼最終日 6月29日(月)午後1時～

※日程は変更される場合がありますので、お問い合わせください

■CATVの議会放映

招集日、一般質問、最終日の模様を、各開催日の翌日午後5時30分から放送します。

地上デジタル↓10ch

デジタルCATV↓301ch

■佐倉市議会だよりを

デジタル配信

スマートフォンやタブレット

で登録見込みのかた(国籍不問)。

採用予定人数 若干名

【保健師】

昭和60年4月2日～平成12年4月1日生まれで保健師の資格を有するかた、または令和3年春季までに資格取得見込みのかた(国籍不問)。

採用予定人数 若干名

《共通事項》

▼詳細は試験案内または市ホームページを参照

▼試験案内(申込書)は、市役所、各出張所、市民サービスセンターで配布。市ホームページからダウンロード可。郵送希望者は、宛先を明記し、120円切手貼付の返信用封筒(A4サイズ)を同封の上、〒285-8501市役所人事課に請求

資料請求・問い合わせ 人事課 ☎(484) 6210



トで無料アプリ「マチイロ」をダウンロードすると、佐倉市議会だよりを電子書籍としてご覧いただけます。

※サービス・アプリ利用料は無料ですが、パケット通信料は利用者負担

問い合わせ 議会事務局

☎(484) 6254

※こうほう佐倉(毎月2回発行)も「マチイロ」で配信中

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のお知らせ

国民健康保険税の社会保険の旧被扶養者のかたに対する減免制度が変わります

この減免制度は後期高齢者医療制度の創設に伴い発足しました。

これまでは、期間を制限せず減免を行っていましたが、後期高齢者医療制度で行われていた類似の減免措置が資格取得後2年を経過するまでの間に限り実施するとされたため、国保税についても同様の措置をとることとしたものです。

▼国保の適用を開始した日に65歳以上のかた
▼国保の適用を開始した日の前日に被用者保険(社会保険、共済等)の被扶養者であったかた
▼国保の適用を開始した日の前日に扶養関係にあった被用者保険の本人が、その翌日に後期高齢者医療被保険者となった場合

【対象になるかた】
次の条件をすべて満たすかたが軽減制度の対象です。

- 減免
③その世帯の国保加入者が旧被扶養者一人だけの場合は、平等割を5割減免
【変更内容】
従来、①②③の減免を国保資格取得後、当面の間適用することとしてきましたが、②、③のみ、資格取得の属する月以後2年を経過する月までの適用とします。(①は従来どおり当面の間減免とします)
この変更はすでに旧被扶養者の減免を受けているかたも適用になります。

問い合わせ 健康保険課

☎(484) 6125

後期高齢者医療保険料が2年ごとに改定

令和2年度は改定の年であり、千葉県後期高齢者医療広域連合において保険料率等の変更が決定されましたので、その内容についてお知らせします。

【主な変更点】(変更前→変更後)
▼年間保険料上限額が引き上げられました(62万円→64万円)
▼所得割率が引き上げられました(7・89%→8・39%)
▼均等割額が引き上げられました(4万1000円→4万3400円)
○均等割額の軽減について
所得の低いかたに対する均等割額の軽減額については、法改正に伴って平成31年度から段階的に縮小されていますが、軽減の対象になるかたの範囲は拡大されています。
※今年度の保険料額決定通知は、7月に送る予定です
※この内容は千葉県の全市町村で同一です

変更前

軽減判定所得基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下	被保険者全員の所得が0円の場合(公的年金等控除額は80万円として計算)	8割 8,200円
	上記以外の場合	8.5割 6,150円
33万円 + (28万円×被保険者の数) 以下の場合	5割	20,500円
33万円 + (51万円×被保険者の数) 以下の場合	2割	32,800円

変更後

軽減判定所得基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下	被保険者全員の所得が0円の場合(公的年金等控除額は80万円として計算)	7割 13,020円
	上記以外の場合	7.75割 9,765円
33万円 + (28.5万円×被保険者の数) 以下の場合	5割	21,700円
33万円 + (52万円×被保険者の数) 以下の場合	2割	34,720円

※来年度は上記表中の「7.75割」が「7割」になる予定です

問い合わせ 健康保険課

☎(484) 6136

佐倉市民憲章

(昭和45年12月23日制定)

わたくしたちは、印旛沼湖畔のきれいな空気と緑と太陽と歴史に恵まれた佐倉市民です。全市民は、力を合わせてこの憲章を守り、理想のまちをつくりましょう。
一、私たちは、美しく清潔なまちをつくりましょう。
一、私たちは、公衆道徳を守り、スポーツを愛し、明るいまち

をつくりましょう。
一、私たちは、歴史や自然を大切にし、おくゆかしいまちをつくりましょう。
一、私たちは、老人を敬い、子どもを愛し、あたたかいまちをつくりましょう。
一、私たちは、創意と努力をもって、豊かなまちをつくりましょう。

あなたの「おいしい!!」で 拡がる支援の輪



↑ 食べた後は、食べ物の写真に「#レッツテイクアウト」「#食べよう佐倉」を添えて、SNSなどでその美味しさを拡散してください。
[写真: 佐倉市公式ツイッター いいね! 佐倉市]

市内飲食事業者のかたへ

各ホームページからテイクアウトや出前などのサービスに関する情報を登録できます。積極的にご活用ください。

■ Let's Takeout 頑張る飲食店テイクアウトマップ (https://lets-takeout.com/)



最新の情報 (https://www.sakura-ci.or.jp/covid2019_citizen.html)
【佐倉商工会議所会館】
最新の「テイクアウト・デリバリー・セール品」情報 (https://www.sakura-ci.or.jp/covid2019_citizen.html)



新型コロナウイルス感染症の感染拡大で 大きな影響を受けている飲食店を応援!

#食べよう佐倉

「レッツ! テイクアウト」キャンペーン

佐倉商工会議所では、2つのホームページ(左記「二次元コード」)で市内飲食店が行うテイクアウト(持ち帰り)やデリバリー(宅配)サービスを紹介しています。
ご自宅で美味しい料理を外食気分でご食べられ、佐倉の飲食店を応援できます。

問い合わせ 佐倉商工会議所 ☎(486) 2331

自転車も乗れば車のなかま! 自転車マナーアップ強化月間実施中



自転車安全利用五則

- 現在、首都圏内九都県市において、一斉に自転車マナーアップ強化月間と位置づけ、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組みことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底が行われています。
- 自転車安全利用五則を確認して、日ごろの自転車の乗り方を見直してみませんか。
- 安全ルールを守る
- 車道が原則、歩道は例外
子どもはヘルメットを着用
車道は左側を通行
歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

問い合わせ 道路維持課

☎(484) 6130

令和2年度 市・県民税額の特別徴収税額の決定通知書について

市・県民税が給与から特別徴収されるかたは5月中旬に「特別徴収税額の決定通知書」を事業所へ送付します。
新型コロナウイルス感染症の影響による所得税の確定申告書の提出期限延長により、令和2年3月17日(火)以降に確定申告書や市民税・県民税申告書を提出されたかたについては、その内容が反映することが間に合わない場合があります。

その場合、後日、勤務先を通じて別途税額変更通知書をお送りします。なお、課税の遅れが、市民税・県民税の情報をを用いて決定している保険料などに影響する場合があります。

問い合わせ 市民税課

☎(484) 6115

納税は便利で安心な口座振替で



◆申し込み方法
口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、窓口で手続きしてください。

◆申し込み窓口

◆預貯金口座のある金融機関
(※) ゆうちょ銀行、佐倉市役所(債権管理課または出張所・派出所)
※: みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・三井住友信託銀行・千葉信用金庫・銚子信用金庫・佐原信用金庫・東

◆申し込みに必要なもの
通帳・通帳届出印・納税通知書(または通知番号がわかるもの)・口座振替依頼書
▼各納期限の2か月前までに申し込むください。
▼口座振替依頼書は、債権管理課または出張所・派出所、市内の金融機関にあります。郵送も可能ですので、債権管理課までご連絡ください。

問い合わせ 債権管理課

☎(484) 6116

市税などの納期(納期限 6月1日)

▼軽自動車 全期

※納税は便利で安心な口座振替で
※口座振替のかたは預貯金残高の確認をお願いします
《納税のご相談は: 債権管理課 ☎(484) 6118》



消費者



消費生活センター
問 消費生活センター
☎ (483) 4999
FAX (483) 8604

<http://www.city.sakuraga.jp/soshiki/43-0-0-10.html>

消費生活
相談から

「お金がない」と断っているのに

借金させてまで契約を迫る手口にご注意を！

「お金が支払えない」と断っている消費者に、借金やクレジットの契約を勧めて強引に契約を結ばせるトラブルが寄せられています。

【事例】

大学の友人から「投資に興味があれば話だけでも聞いてみないか」と誘われた。先物取引で成功したという人が待ち合わせ場所に来て、実際の先物取引の売り買いの状況をスマートフォンで画面で見せられ自分でもできるかなと思った。将来の経済的な不安も解消できるといわれたので興味があった。先物システムの学習教材(USBソフト)の購入を勧められたが、50万円と高額だったので「お金がない」と断ると、「みんな借金をして契約している。借りる目的は留学に通うためとさえばいい。儲かるのですぐに返済はできる」と言われた。断り切れずに貸金業者から借金をして契約したが、本当に返済していけるのか不安になった。解約希望。(20歳代)

【相談員から】

「お金が支払えない」と断っている消費者に、借金やクレジットの契約を勧めて強引に契約をせまる手口です。「金融関連の情報教材」や「マルチ商法」など、お金儲けに関する契約に多いことが特徴です。儲かるかどうかは不確実であるにもかかわらず、「必ず儲かる」「すぐに返済できる」と説明をします。大学生など20歳代の若者の相談が多い一方で、60歳代以上の高齢者からも相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

▼「お金が支払えない」という断り方ではなく、きっぱりと「いりません」「やめます」と、簡潔に断りましょう。
▼借金をする際には、うそをつくように言われても実行してはいけません。
▼投資は原則余裕資金で行うもので、借金をしてまで投資などのためにお金を支払うことはやめましょう。
▼不安に思ったり、困ったときには消費生活センターへ相談してください。

くらし
の話題

知らないと怖い！ネットトラブル

SNSに投稿する前に



SNSは、登録した利用者が交流できるウェブサイトの会員制サービスです。利用の幅が広がると利便性も拡大しますが、同時にリスクも発生します。

最近、動画やライブ配信も簡単にできるようになりました。そこには、文章以上にたくさんの情報が詰まっています。インターネットに一度出した情報は、完全に削除することはできません。

SNSは、登録した利用者が交流できるウェブサイトの会員制サービスです。利用の幅が広がると利便性も拡大しますが、同時にリスクも発生します。

最近、動画やライブ配信も簡単にできるようになりました。そこには、文章以上にたくさんの情報が詰まっています。インターネットに一度出した情報は、完全に削除することはできません。

無料
譲ります

譲ります

机(120cm×90cm×32cm)
座布団(5枚)

譲ってください

ベビー用テーブルチェア
母乳用搾乳機
ベビー用鼻吸い器
ベビーバウンサー(ゆりかご)
ベビー服
幼児服
幼児靴
水仙球根
チューリップ球根

※取引は無料とし、品物を確認して当事者間でお願ひします
※掲載申込用紙は、消費生活センター、自治体推進課、各出張所・派出所、志津市民サービスセンター、西志津市民サービスセンターにあります。市ホームページからもダウンロード可

「譲ります・譲ってください」
掲載終了のお知らせ

令和2年6月15日号の掲載を最後といたします。

申 消費生活センター
☎ (483) 3010 (平日
午前9時～午後4時)
FAX (483) 8604

「消費生活相談」

商品やサービスなど消費生活に関する苦情や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。

日 月 金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
要申し込み・無料

申 消費生活センター

☎ (483) 4999

4月から平日のみの相談
となりました

◆相談日外の相談先
消費者ホットライン
☎ 188

子育て応援情報

すくすく佐倉っ子



子育て支援センター

※記載のないものは無料・申し込み不要・場所は各園

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、5月1日現在休止しております。再開につきましては今後の状況により、ホームページにてお知らせいたします。

佐倉保育園
やぐらひろば
☎ (481) 1741
午前8時30分～午後1時30分

ほやほやベビーの日
「夏の病気予防と事故防止」
熱中症予防や暑い夏を気持ちよく過ごすポイント、夏の感染症で気を付けたいポイントなどについてお話しします。

6月15日(月)午前10時～11時
要申し込み(受付 6月5日(金)～)

中央公民館
10組(先着順)
身体測定
6月18日(木)午前10時～11時
要申し込み(受付 6月5日(金)～)

馬渡保育園
森のひろば
☎ (498) 0065
午前9時～午後2時

ちびっこシアター「ホールで映画気分を味わおう」
6月10日(水)午前10時30分～11時

身体測定週間

6月15日(月)～19日(金)
おはなしきやらばん
6月18日(木)午前10時～11時

ユーカーハローキッズ
ハローベビー
☎ (488) 3240
月 金曜日 午前9時～午後2時

気持ちすっきりレッスン
5月21日(木)午前10時30分～

出張保育「ミニ運動会」
5月26日(火)午前10時30分～

ユーカーが丘南公園
10組(先着順)
絵本・お話の時間
6月1日(月)午前11時～

身長体重測定
6月9日(火)、11日(木)午前9時～午後2時

園庭開放
毎週水・金曜日
午前9時30分～11時30分

生活クラブ風の村保育園佐倉東
子育て愛らんぐ
☎ (481) 0225
月 金曜日 午前9時～午後零時30分、午後1時～2時30分

身体測定
6月9日(火)午前10時30分～10時45分ごろ

作ってあそぼう「小麦粉粘土」
6月12日(金)午前10時30分～11時30分
要申し込み

子育て講座「これからの時代に求められる力とは」
変化の多い時代、幼児期に育てたい力についてお話しします
6月18日(木)午前10時30分～11時
要申し込み

誕生日会
手作りのカードとおやつで誕生日のお祝いをしましょう。お祝いするお友達も一緒に参加できます。
6月24日(水)午前11時～

園庭開放
広々とした園庭もあり、親子でゆったり、のびのびと過ごせます。
毎週月 金曜日 午前9時30分～午後零時30分、午後1時～2時30分

佐倉市ファミリーサポートセンター入会説明会
地域で「子育てのお手伝い」をしませんか？
「子育てのお手伝いをしたい」、「子育ての手助けをしてほしい」かたが会員となり、保育園・幼稚園・小学校などへの子どもの送迎や、その前後の預かりなどがあります。
6月12日(金) 西志津ふれあいセンター
午前9時30分～ 要申し込み
申 ファミリーサポートセンター ☎ (488) 1270

佐倉市の人権擁護委員

氏名	地区
浅野 宏美	佐倉
石渡 康郎	和田
今川 哲夫	志津
岩井 睦	佐倉
梅田 美知子	弥富
岡野 敦	臼井
兼坂 祥子	臼井
高橋 佳江	千代田
寺町 明美	佐倉
福原 正和	佐倉
松崎 裕美子	志津
深山 俊男	根郷
吉野 宣子	志津
吉森 文男	志津

（令和 2 年 5 月 15 日現在）

人権とは、「人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利」です。誰にとっても身近で大切なものであり、守らなければならないものです。

しかし、現実の社会では、いじめや暴行、差別、プライバシーの侵害、インターネット上での誹謗中傷など、たくさんの人権問題が発生しています。

みんなで築こう 人権の世紀
6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権関連の相談窓口

- 法務省では人権に関する相談窓口を設けています。電話のほか、インターネットでも受け付けています。
- ◆みんなの人権110番
0570（003）1110
（平日午前8時30分～午後5時15分）
 - ◆子どもの人権110番
0120（007）1110
（平日午前8時30分～午後5時15分）
 - ◆外国語人権相談ダイヤル
0570（090）9111
（平日午前9時～午後5時）
- 自治人権推進課
☎（484）1948

男女共同参画とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することです。平成11年6月23日には男女共同参画社会の実現を目指して、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。男女共同参画社会の実現のためには、行政だけでなく、市民の皆さん一人ひとりの理解と取り組みが大切です。この機会に、私たちのまわりの男女のパートナーシップについて考えてみませんか？

佐倉市でも、この期間に合わせて、男女平等参画推進の拠点施設「佐倉市男女平等参画推進センターミウズ」で、「ミウズ☆フェスティバル」と称し、講演会や市民協働イベントなどを毎年開催しています。

※令和2年度「ミウズ☆フェスティバル」につきましては、全国各地で新型コロナウイルス感染症が拡大している現状を鑑みて、中止といたしました。

自治人権推進課
☎（484）1948

6月23日～29日は男女共同参画週間です

●令和2年度キャッチフレーズ
「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」
「ワクワク・ライフ・バランス」

国の男女共同参画推進本部では、法の施行日にちなみ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取り組みを通じて、法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

◆ 佐倉市民音楽ホール ◆

〒285-0837 佐倉市王子台1-16 ☎（461）6221
休館日 第2・4月曜日（祝日の場合は、その翌日）

チケットの予約受付・販売中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間、すべてのチケットのご予約・お引き取りを中止させていただきます。チケットのご予約受付を再開する際には、改めてホームページなどでお知らせいたします。

公演・発売を楽しみにされている皆様にはご心配とご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 【中止対象】
- ▼窓口 チケットの予約受付、チケットの引き取り
 - ▼電話 チケットの予約受付
 - ▼インターネット チケットの予約申し込み

【チケット発売延期について】

10月18日（日）開催「前橋汀子ヴァイオリン・リサイタル」につきまして、チケットの発売を当面、延期いたします。新たな発売日などにつきましては、決定次第、ここの佐倉・市ホームページなどでお知らせいたします。

【公演延期のお知らせ】

4月26日（日）に開催を予定しておりました「仲道郁代ピアノ・リサイタル」音楽における「十字架」は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、やむを得ず延期いたしました。振替公演は、12月12日（土）午後3時開演を予定しています。

【公演中止のお知らせ】

5月24日（日）に開催を予定しておりました「吉野直子ハープ・リサイタル」は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、やむを得ず中止とさせていただきますことになりました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※最新の公演情報については、佐倉市民音楽ホールのホームページなどでご案内いたします

佐倉市広報番組 Weekly さくら

ケーブルテレビで市政情報をお届けします！

地上デジタル10ch・デジタルCATV301ch

■放送時間 毎日放送（各20分）
13:00～、17:00～、22:00～

【5月の番組スケジュール】

～17日（日）	地中に眠る歴史を発見～埋蔵文化財～（再）
18日（月）～24日（日）	心のスキにご用心！～今日からできる防犯対策～（再）
25日（月）～31日（日）	美しく繊細な金世界～日本画家・截金師 並木秀俊～（再）

新型コロナウイルスの感染症対策のため、内容を変更して放送します。

※番組の中で「新型コロナウイルスから身を守るための健康づくり」コーナーの放送を予定しています

◎広報課 映像・メディア推進班 ☎（484）6206

休日の各種証明書 交付場所

- 市役所・志津出張所
【第2・4日曜】8:30～17:15
住民票、印鑑登録証明書、戸籍の証明書、税証明書
- 自動交付機（佐倉市役所・臼井情報コーナー・ユウカリが丘出張所）
【土曜】9:00～17:00（祝日除く）
住民票（改製前・除票は不可）、印鑑登録証明書
☎佐倉市役所 ☎（484）1111（代）

高齢者に関するご相談は 最寄りの
地域包括支援センターへ

志津北部 ☎（462）9531
志津南部 ☎（460）7700
臼井・千代田 ☎（488）3731
佐倉 ☎（488）5151
南部 ☎（483）5520

午前8時30分～午後5時30分（土祝除く）
緊急時は時間外も電話で対応（無料）

休日・夜間の水漏れは
24時間受付・年中無休（緊急連絡）
☎（485）8660（佐倉市管工事組合）

休日の急病は
（受診の際は保険証をご持参ください）

休日当番医テレホンサービス
☎（484）2516

日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）
8:30～22:00（自動音声による案内）
昼間の内科・外科・歯科、夜間の外科を案内
※休日当番医は市ホームページでお知らせしています

休日夜間急病診療所（健康管理センター内）
☎（239）2020

日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）
受付19:00～21:45 内科・歯科
※診療科目に変更の可能性があります。受診の前に必ずお電話でお確かめください

小児初期急病診療所（健康管理センター内）
☎（485）3355 ※小児内科のみ
毎夜間 受付19:00～翌朝5:45
【日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）は、上記のほかに、9:00～16:45も受付】

市政へのご意見を
ファクス・電子メールでも受け付けています。
FAX 043（484）5151（市長室直通）
メールアドレス hisyo@city.sakura.lg.jp

新型コロナウイルス感染症について

市内の休日当番医や小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所では、新型コロナウイルス感染症の検査は実施しておりません。新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合には、「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
☎0570-200-613（24時間）

※4月末時点の人口情報については、集計作業中につき次号でご案内します

カンの収集日	ビンの収集日	うめたてごみ
第3回目の火曜日 5/19（火）	第4回目の火曜日 5/26（火）	5/21（木） 金属類・小型家電 5/28（木）